

## 地 域 再 生 計 画

### 1. 地域再生計画の名称

天草市「安心・元気なまちづくり」計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県、天草市

### 3. 地域再生計画の区域

天草市の全域

### 4. 地域再生計画の目標

平成18年3月27日に2市8町が合併して誕生した本市は、熊本県の南西部に位置し、周囲を美しい海に囲まれた天草上島、天草下島及び御所浦諸島などで構成する天草諸島の中心部に位置している。地形は、そのほとんどが山林で占められ、急峻で平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地が展開し、これらを結ぶように国・県道が整備されている。

産業は、海岸地域の丘陵地において比較的温暖な気候を利用した柑橘類の栽培が盛んに行われている。一方、平野部では米中心の農業が行われ、山間部においては木材生産や果樹栽培が盛んに行われてきた。

しかし、輸入拡大等による農産物や木材の価格低迷等により、安定した収益が得られなくなり、第一次産業が低迷し、後継者不足や従事者の高齢化が懸念されている。そのため、担い手不足による耕作放棄地や手入れ不足の森林の増加等が地域の大きな課題となりつつある。

また、第一次産業に限らず地域全体の高齢化は急速に進行（65歳以上の高齢者が30.9%を占めるとともに、過去5年間の人口が6.25%減少）しており、特に中心地から遠い山間部においては、高齢者率が高くなっている状況である。

このような中、本市では、福祉の充実を目的として、各地域のほぼ中心部に市民病院、保健センター、保育所、老人ホームなどを整備してきた。また、保健・医療・福祉の連携を強化し、住む人すべてが「健康で長生き」を目指し、平成14年度から「筋トレで寝たきり防止」事業等にも取り組んできた。これに加え、高齢者が病院や公共施設などへ安全・容易にアクセスできるよう基盤整備が求められている。

このため、地域の重要なインフラである道路の整備を行い、地域の道路ネットワークの構築をめざす。これにより、集落から地域中心部へのアク

セス改善を実現するとともに、農産物の物流や森林施業の効率化等により本市の基幹産業である農林業の振興に資する。さらに、関連施策を一体的に推進し、安心・安全な生活基盤と活力ある産業がもたらす安心・元気なまちづくりをめざす。

（目標 1）市道整備による集落からの救急医療機関へのアクセス時間短縮（平均 5 分）

（目標 2）市道整備による集落からの市中心地域へのアクセス時間の短縮（平均 7 分）

（目標 3）通学路等における歩行の不都合箇所の 2 箇所改善による歩行者の安全確保

（目標 4）間伐事業の促進（利用区域内の間伐・下刈実施計画面積の 5 % 嵩上げ）

（目標 5）今富地区から市中心地域へのアクセス時間の 5 分短縮

（目標 6）村迫集落から国道 266 号及び県道本渡・牛深線へのアクセス時間の 5 分短縮

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本市は、市中心部と各地域の市街地を結ぶ国道や主要地方道を中心として、一般県道及び市道、林道等により道路網を構築している。

「林道赤城山線」は県道本渡・牛深線と市道宇土迫線を結ぶ総延長 3,391 m の林道として平成 8 年度から 5 カ年間で整備された路線である。しかしながら、急勾配及び急カーブ区間が多く、降雨等により敷砂利路面が洗掘され車の通行に支障をきたしている状況であったため、平成 14 年度から農免舗装事業により林道舗装を行ってきた。現在、588m の未舗装区間が残っており、本区間を整備することにより、林道の機能向上を図るとともに間伐、保育等の林業生産基盤の整備を図る。

「林道西河内線」は、広域基幹林道本渡大江線と国道 389 号を結び、林業における木材搬出や資材、人員の輸送等に利用されるとともに、地域住民の生活道としても利用されている。しかし、未舗装のため通行に支障をきたしており、本路線を整備することで円滑な交通を確保する。

「森林基幹道下天草東部線」は、新和地域と河浦地域を結ぶ広域林道として開設事業を実施している。当該森林基幹道の計画区域内にある立原地区には、県道、市道等が東西に走っているが、幅員が狭隘で車両の通行に支障をきたしており、本地区を南北に縦断し、他の道路と連絡する骨格道路として当該森林基幹道を早急に整備することで、適切な森林整備を推進するとともに、地域住民の生活道路や災害時の迂回道路として利用する。

また、「市道立線」は立地区の中心部を周回する市道である。しかしながら、幅員が狭く緊急車両の進入ができないため、救急医療に重大な影響を及ぼしており、今回の整備によりその改善を図る。

「市道立大多尾檜浦線」は立地区、大多尾地区及び檜浦地区を結び、主要地方道本渡牛深線及び県道大多尾新合線と接続することから、各集落から市中心部へと繋ぐ重要な生活道路となっている。本路線の未改良区間の整備を行うことで、医療機関や福祉施設等へのアクセス向上を図る。

併せて、林道森林基幹道下天草東部開設事業や市道整備事業により道路ネットワークの整備を図る。また、農林水産業の振興のため直売所の整備を図る。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道；道路法に規定する市道（旧町道）に認定。

市道立線：昭和42年3月15日認定

市道立大多尾檜浦線：昭和38年3月20日認定

- ・林道；森林法による天草地域森林計画（平成13年樹立）に路線を記載。

林道赤城山線

林道西河内線

森林基幹道下天草東部線

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（天草市全域） 天草市
- ・林道（天草市全域） 熊本県、天草市

[事業期間]

- ・市道（平成17～21年度）、林道（平成17～21年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 1.0km、林道 7.19km
- ・総事業費 577,000千円（うち交付金 271,833千円）  
（内訳）市道 277,000千円（うち交付金 138,500千円）  
林道 300,000千円（うち交付金 133,333千円）

## 5-3 その他の事業

[市道整備]

- ・市道整備事業

（集落と主要道路を結ぶ市道の新設・拡幅改良を行い、住民の日常生

活の利便性向上及び安全交通を確保する。また、落石や法面崩壊等の危険箇所については維持・補修を実施し、安全性の向上を図る。）

〔地場産業の振興〕

・地域産物展示販売施設

（農林水産業の振興目的のため、地場産物を展示販売する直売所の整備を図る。）

## 6. 計画期間

平成17年度～21年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし